

浜松市職業訓練事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第13条による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な事業を行い、職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とし、実施する訓練過程実施事業(以下「補助事業」という。)について、予算の範囲内において浜松市職業訓練事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱に規定する「補助事業者」とは、次の各号に掲げる団体をいう。

- (1)職業訓練法人 浜松建築職業訓練協会
- (2)浜松市浜北高等技能開発校(浜北商工会)

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象となる事業区分、事業内容及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、市税を完納し、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする年度の4月10日までに補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)補助事業に対する事業計画
- (2)補助事業に対する収支計画
- (3)団体の収支計画
- (4)市税納付・納入確認同意書(第2号様式)
- (5)市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (6)暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)

(交付等の決定)

第5条 市長は、規則第4条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、規則第5条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規則第7条第1項の規定により補助金交付額決定通知書(第4号様式)を補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないことを認めるときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 補助事業者は、前条の規定による交付の決定を受けた後、規則第6条第1項第1号の規定により補助事業の内容を変更しようとする場合は、補助金交付変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更の承認通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認をすることが適当であると認めるときは、補助金交付変更承認通知書(第6号様式)を補助事業者へ通知しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第11条の規定により当該年度の9月30日現在の状況を10月31日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、規則第13条の規定により、ただちに実績報告書(第7号様式)に事業報告書及び収支報告書を添付して市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、規則第14条の規定により補助金交付額確定通知書(第8号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(概算払の申請)

第11条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により補助事業の目的を達成するため概算払いを請求するときは、補助金交付決定後ただちに補助金概算払承認申請書(第9号様式)に資金計画書を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、第10条の規定により補助金交付額確定通知書を受領したときは、受領した日から起算して10日を経過した日又は補助を受けようとする翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が補助金の交付を受けた後、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、補助金の返還をさせることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき
- (2) この要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があったとき

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表（第3条関係）

<p>事業区分</p>
<p>普通訓練課程実施事業に関わる以下に掲げる経費を補助対象とする。</p> <p>(1) 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金、手当に要する経費</p> <p>(2) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する軽微な修繕等の経費並びに機械器具等の設備に要する経費</p> <p>(3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費</p> <p>(4) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費</p> <p>(5) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費</p>
<p>事業内容</p>
<p>1 木造建築</p> <p>普通学科</p> <p>基礎学科 建築概論、生産概論、計画概論、構造概論、設備概論、測量、製図、構造力学概論、関係法規、安全衛生</p> <p>専攻学科 木質構造、施工法、材料、規矩術、工作法、仕様及び積算</p> <p>実 技 基礎（測量、機械操作、安全衛生作業）、専攻（工作、施工、器工具使用法）、その他（段取作業、基礎工事、建築作業、足場作業、養生）</p> <p>2 造園</p> <p>普通学科</p> <p>基礎学科 植物学概論、生産工学概論、植物病理学及び農業薬品、土及び肥料、栽培法概論、農業機械、安全衛生</p> <p>専攻学科 庭園概論、造園法、測量法、材料、仕様及び積算、設計及び製図</p> <p>実 技 基礎（土肥料準備実習、栽培法基本実習、農業機械使用法、安全衛生作業法）、専攻（造園実習、根掘植栽実習、庭園管理実習、養生）、その他</p>
<p>補助額</p>
<p>補助金の額は、予算の範囲内で事業区分に規定する事業に要する経費の2分の1以内の額とする。ただし、当該経費に対する当補助以外の補助を受けている場合は、その額を差し引いた経費に対して適用する。</p>

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）

浜松市長

住所又は

所在地

申請者

氏名又は

名称

補助金交付申請書

下記のとおり浜松市職業訓練事業の補助金を交付されたく申請いたします。

記

- 1 補助事業の目的・内容及びその効果
- 2 補助事業の経費の配分・経費の使用法（補助事業に対する収支計画）、当該補助事業の遂行に関する計画（補助事業に対する事業計画）並びに完了予定日
- 3 補助事業の経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の負担方法
- 4 補助事業に関して生ずる収入金の有無
- 5 交付を受けようとする補助金の額及びその算出方法
- 6 その他

第2号様式(第4条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は
名称

浜松市職業訓練事業費補助金交付要綱第4条の規定により、市において補助金
交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 _____ 浜松市職業訓練事業費補助金

第3号様式(第4条関係)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市職業訓練事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第4号様式（第5条関係）

浜松市指令産総雇第 号
年 月 日

申請者の氏名又は名称

浜松市長

補助金交付額決定通知書

年 月 日付け申請のあった浜松市職業訓練事業の補助金として下記のとおり補助金の交付を決定します。

記

金		百			千			円
---	--	---	--	--	---	--	--	---

交付の条件

- 1 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 2 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市長

住所又は
所在地

申請者

氏名又は
名称

補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令産総雇第 号にて補助金の交付決定を受けた浜松市職業訓練事業の補助金について下記のとおり変更したので申請いたします。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

第6号様式(第7条関係)

浜松市指令産総雇第 号
年 月 日

申請者の氏名又は名称

浜松市長

補助金交付変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった浜松市職業訓練事業の補助金について、
年 月 日付け浜松市指令産総雇第 号にての交付決定を下記のとおり変更いたします。

記

交付決定額

交付変更承認額

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は
名称

補助事業実績報告書

年 月 日浜松市指令産総雇第 号により補助金交付の決定を受けた
浜松市職業訓練事業が下記のとおり完了したので報告いたします。

記

- 1 完了年月日
- 2 事業の内容・成果（事業報告書）
- 3 収支の状況及び補助事業により生ずる収入金（収支報告書）
- 4 補助金の交付申請書と相違した場合はその理由
- 5 交付確定を受けたい額
- 6 その他

（浜松市記入）

上記報告事項について審査いたしました。

年 月 日

審査担当者氏名

審査結果の意見

第8号様式(第10条関係)

浜産総雇第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けの補助事業実績報告書を審査の結果下記金額を浜松市職業訓練事業に対する補助金として確定いたします。

記

金		百			千			円
---	--	---	--	--	---	--	--	---

注 上記確定額に不服がある場合は、書類受領後5日以内に書類をもって市長に異議の申立ができます。

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）

浜松市長

住所又は
所在地

申請者

氏名又は
名称

補助金概算払承認申請書

年 月 日浜松市指令産総雇第 号により交付決定を受けた浜松市職業訓練事業の補助金を特別のご詮議により概算払いされたく申請します。

記

- 1 概算払いを必要とする理由
- 2 概算払いを必要とする金額
- 3 概算払いを必要とする時期

第10号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は
所在地
請求者
氏名又は
名称

請求書

浜松市職業訓練事業について、下記のとおり請求します。

記

金		百			千			円
---	--	---	--	--	---	--	--	---

【支払先】

口座名義
金融機関名
口座種別
口座番号